

熊本県公報

号外 第 6 号
平成 19 年 3 月 16 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例	(人 事 課) 11
○熊本県行政手続条例の一部を改正する条例	(") 13
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(") 13
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 14
○熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(") 14
○熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(") 15
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課) 15
○熊本県土地開発基金条例を廃止する条例	(管 財 課) 24
○熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例	(危機管理・防災消防総室) 24
○熊本県医療扶助審議会条例を廃止する条例	(社会福祉課) 24
○熊本県認定こども園の認定基準に関する条例	(少子化対策課) 24
○熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例	(") 28
○熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	(高齢者支援総室) 28
○熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例	(障害者支援総室) 28
○熊本県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	(") 29
○熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	(") 29
○熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例	(") 29
○熊本県巡回診療所条例を廃止する条例	(医療政策総室) 29
○熊本県結核の診査に関する協議会条例及び熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課) 30
○熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	(交通安全・青少年課) 30
○熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課) 31
○熊本県農業振興促進審議会条例	(農林水産政策課) 31
○熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例を廃止する条例	(林業振興課) 32
○熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	(道路保全課) 32
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 33
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(高校教育課) 33
○県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 34
○熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 34
○熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 35
○熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例	(") 35
○熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部) 36
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(") 36
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(") 37
○熊本県警察の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(") 37
○熊本県留置施設視察委員会条例	(") 37
○拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例	(") 37

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
 1 この条例の目的を規定することとした。(第1条関係)
 2 この条例で使用する「職員等」、「大学院等派遣研修」、「大学院等派遣研修費

- 用」及び「特別職地方公務員等」について定義を行うこととした。(第 2 条関係)
- 3 大学院等派遣研修費用の償還(第 3 条関係)
- (1) 大学院等派遣研修を命ぜられた職員等が派遣研修の期間又は研修終了後早期に離職した場合には、その者は、当該派遣研修に要した金額の全部又は一部を県に償還しなければならないこととした。(第 3 条第 1 項関係)
- (2) (1) の離職した場合には、死亡により職員等でなくなった場合を含まないこととした。(第 3 条第 2 項関係)
- (3) (1) の職員等としての在職期間には、休職の期間、停職の期間、職員団体等の業務に専ら従事した期間及び育児休業した期間を含まないこととした。(第 3 条第 3 項関係)
- 4 以下に該当する場合は、大学院等派遣研修費用の償還を行わないこととした。(第 4 条関係)
- (1) 公務傷病等による心身の故障等で分限免職された場合、定年退職した場合、任期付職員が任期満了により退職した場合及びこれらに準ずる場合として規則で定める場合(第 4 条第 1 号から第 4 号まで関係)
- (2) 任命権者等の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合又は特別職地方公務員等となるため離職した場合であって、規則で定める場合(第 4 条第 5 号及び第 6 号関係)
- 5 特別職地方公務員等となった者に関する特例(第 5 条関係)
- 4(2)に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した者に関する特例を定めることとした。
- 6 規則への委任(第 6 条関係)
- この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 7 この条例は、公布の日から施行し、3 の規定は、この条例の施行後に大学院等派遣研修を命ぜられた職員等について適用することとした。(附則関係)

◇熊本県行政手続条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続法の一部改正に伴い、条例制定の根拠条文に条ずれが生じるため、関係規定を整理することとした。(第 1 条第 1 項関係)
- ・「第 38 条」を「第 46 条」に改めることとした。
- 2 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正により行政手続法が一部改正されたことに伴い、関係規定を整理することとした。
- ・第 3 条第 4 号中「留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改めることとした。(第 3 条第 4 号関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 58 号)の施行の日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 熊本県福祉事務所設置条例の一部改正(第 1 条関係)
- ・吏員に係る規定(第 3 条第 2 項)を削ることとした。
- 2 熊本県保健環境科学研究所条例の一部改正(第 2 条関係)
- ・吏員に係る規定(第 3 条)を削り、第 4 条を第 3 条とすることとした。
- 3 熊本県港管理事務所設置条例の一部改正(第 3 条関係)
- ・吏員に係る規定(第 3 条第 2 項)を削ることとした。
- 4 熊本県職員定数条例の一部改正(第 4 条関係)
- ・吏員に係る規定(第 3 条第 1 項)を削り、同条第 2 項中「教育委員会の事務局」を「教育委員会の事務部局」に改め、同項を第 3 条とすることとした。
- 5 熊本県立学校及び熊本縣市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例の一部改正(第 5 条関係)
- ・本則中「のうち、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 172 条第 1 項に規定する吏員に相当する者。(以下「職員」という。)」を削ることとした。
- 6 熊本県ふぐ取扱条例の一部改正(第 6 条関係)
- ・第 6 条第 3 項中「当該吏員」を「当該職員」に、「呈示」を「提示」に改めることとした。
- 7 熊本県財産条例の一部改正(第 7 条関係)
- ・第 7 条第 1 項中「第 238 条の 4 第 4 項」を「第 238 条の 4 第 7 項」に改めることとした。
- 8 熊本県副知事定数条例の一部改正(第 8 条関係)
- ・本則中「第 161 条第 3 項の規定により、副知事 2 人を置くことができる」を「第 161 条第 2 項の規定により、副知事の定数は、2 人とする」に改めることとした。
- 9 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、7 の改正は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 1 条第 2 号中第 238 条の 4 の改正規定の施行の日から施行することとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 昇給抑制の適用開始について関係規定を整備することとした。(第 5 条関係)
- 2 管理職手当について、支給上限額等の関係規定を改正することとした。(第 7 条の 2 関係)
- 3 扶養手当について、国に準じて配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。)を各 1 人につき 6,000 円とすることとした。(第 8 条関係)
- 4 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の改正は、平成 19 年 1 月 1 日から適用することとした。(附則第 1 項関係)
- 5 平成 18 年 4 月 1 日の給料の切替えに伴う現給保障を受ける職員のうち、当該現給保障額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員の管理職手当の支給上限額は、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、当該現給保障額の 100 分の 25 とすることとした。(附則第 2 項関係)
- 6 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(附則第 3 項関係)

◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 1 昭和 48 年 5 月 17 日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて熊本県職員等となった者等が退職した場合の退職手当計算に用いる利率(年 5.5 パーセント)を次の表のとおり改正することとした。(附則第 14 項、第 17 項、第 34 項及び第 35 項関係)

平成 13 年 3 月 31 日以前	年 5.5 パーセント
平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで	年 4.0 パーセント
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	年 1.6 パーセント
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	年 2.3 パーセント
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	年 2.6 パーセント
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	年 3.0 パーセント
平成 21 年 4 月 1 日以後	年 3.2 パーセント

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 手当の減額改定等に伴い関係規定の整備を行うこととした。(第 5 条、第 25 条の 9 第 2 項並びに第 26 条第 1 項関係)
 - (1) 放射線取扱作業手当の減額改定及び加算措置の新設
 - (2) 衛生検査業務従事手当の減額改定
 - (3) 食肉衛生検査所の職員で給料の調整額の支給を受ける者がと畜検査等手当の支給対象となる業務を行った場合は、当該手当を不支給とすることとした。
- 2 学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校とされることに伴い、関係規定の整理等を行うこととした。(第 2 条、第 25 条の 18 及び第 26 条第 1 項関係)
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の一部改正及び結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)の廃止により、結核が感染症の一疾病とされることに伴い、関係規定を整理することとした。(第 4 条第 1 項及び第 25 条の 12 第 1 項関係)
- 4 臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)が一部改正され、臨床検査技師等に関する法律に題名が改正されたことに伴い、関係規定を整理することとした。(第 25 条の 9 第 1 項関係)
- 5 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 の改正は、公布の日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 6 1 (3) のと畜検査等手当と給料の調整額の併給禁止に係る経過措置を講ずることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料を設けるもの

(1) 教育職員の免許状の新教育領域追加手数料	3,300 円他
(2) 宅地造成変更許可申請手数料	上限額 420,000 円
(3) 指定居宅サービス事業者指定申請手数料	15,000 円
(4) 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	10,000 円
(5) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	15,000 円
(6) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	10,000 円
(7) 指定介護老人福祉施設指定申請手数料	42,000 円
(8) 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	28,000 円
(9) 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	28,000 円
(10) 指定介護療養型医療施設指定申請手数料	42,000 円
(11) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	28,000 円

- | | | |
|------|---|--------------------------------|
| (12) | 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料 | 15,000 円 |
| (13) | 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料 | 10,000 円 |
| (14) | 探偵業届出証明書交付手数料 | 3,600 円 |
| (15) | 探偵業変更届出証明書交付手数料 | 1,500 円 |
| (16) | 探偵業届出証明書再交付手数料 | 1,000 円 |
| (17) | 廃止私立学校証明書交付手数料 | 400 円 |
| 2 | 手数料の額を改定等するもの | |
| (1) | 飲食店営業許可申請手数料 (1 週間限度) | 1,700 円 → 2,200 円 |
| (2) | 喫茶店営業許可申請手数料 (1 週間限度) | 1,700 円 → 2,200 円 |
| (3) | 菓子製造業許可申請手数料 (1 週間限度) | 1,700 円 → 2,200 円 |
| (4) | 建築物の確認申請又は計画通知手数料 (別表第 9、第 9 の 2 及び第 9 の 3 関係) 確認申請手数料 | 460,000 円他 → 1,270,000 円他 |
| (5) | 家畜検査手数料 (BSE) | 6,000 円 → 4,500 円 |
| (6) | と畜検査手数料 | 630 円他 → 660 円他 |
| (7) | 小型漁船総トン数測度手数料 | 18,000 円他 → 19,000 円他 |
| (8) | 運転免許試験手数料 (別表第 18 関係) | 3,300 円他 → 4,950 円他 |
| (9) | 自動車運転技能検査手数料 | 2,550 円他 → 3,950 円他 |
| (10) | 技能検定員審査手数料 | 22,050 円他 → 22,450 円他 |
| (11) | 教習指導員審査手数料 | 12,550 円他 → 13,300 円他 |
| (12) | 運転免許再試験手数料 | 3,000 円 → 3,550 円 |
| (13) | 講習手数料 (別表第 19 関係) | 3,400 円他 → 3,150 円他 |
| (14) | 限定解除審査手数料 | 2,800 円 → 3,350 円 |
| (15) | 県立学校入学金 (通信制) | 480 円 → 500 円 |
| 3 | 既存の手数料に項目を追加するもの | |
| (1) | 建築物の確認申請又は計画通知手数料 (別表第 9、第 9 の 2 及び第 9 の 3 関係) 計画通知手数料 | 1,270,000 円他 |
| (2) | 建築設備の確認申請又は計画通知手数料 | 計画通知手数料 9,000 円他 |
| (3) | 建築設備の変更確認申請又は変更計画通知手数料 | 変更計画通知手数料 5,000 円他 |
| (4) | 建築物の完了検査申請又は完了通知手数料 | 完了通知手数料 別表第 10 に掲げる区分に応じた額 |
| (5) | 建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料 | 完了通知手数料 13,000 円他 |
| (6) | 中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料 | 完了通知手数料 別表第 11 に掲げる区分に応じた額 |
| (7) | 中間検査を受けた建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料 | 完了通知手数料 12,000 円他 |
| (8) | 建築物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料 | 特定工程終了通知手数料 別表第 12 に掲げる区分に応じた額 |
| (9) | 建築設備の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料 | 特定工程終了通知手数料 12,000 円他 |
| (10) | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 | 120,000 円 |
| (11) | 工作物の確認申請又は計画通知手数料 | 計画通知手数料 8,000 円 |
| (12) | 工作物の変更確認申請又は変更計画通知手数料 | 変更計画通知手数料 4,000 円 |
| (13) | 工作物の完了検査申請又は完了通知手数料 | 完了通知手数料 9,000 円 |
| (14) | 工作物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料 | 特定工程終了通知手数料 9,000 円 |
| 4 | 手数料を廃止するもの | |
| (1) | 食品加工研究所分析又は試験手数料 | 別表第 29 に掲げる区分に応じた額 |
| (2) | 食品加工研究所成績書複本又は証明書交付手数料 | 1 通につき 420 円 |
| 5 | 関係条項の整備等を行うもの | |
| (1) | 貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う条項の整理 | |
| (2) | 熊本県工業技術センター、熊本県食品加工研究所及び熊本県計量検定所を統合し熊本県産業技術センターとすることに伴う規定の整備 | |
| 6 | 施行期日 | |
| | この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1 (2) については公布日から、1 (3) から (16) までについては平成 19 年 6 月 1 日から、2 (8) から (14) までについては平成 19 年 6 月 2 日から、2 (4) 及び 3 については建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 92 号) の施行日から、5 (1) については貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 115 号) の施行日から施行する。 | |
| 7 | 熊本県収入証紙条例 (昭和 39 年熊本県条例第 24 号) の一部改正 | |
| | この条例による手数料の新設、改定、廃止及び関係条項の整備等に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正する。 | |

◇熊本県土地開発基金条例を廃止する条例

- 1 熊本県土地開発基金条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

- 1 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 118 号）の制定により武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が一部改正（「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。）されたことに伴い、同法の規定に基づく条例の用語を改正することとした。（第 3 条第 3 項関係）
 - ・「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県医療扶助審議会条例を廃止する条例

- 1 熊本県医療扶助審議会条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県認定こども園の認定基準に関する条例

- 1 条例の趣旨（第 1 条関係）

法第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、熊本県における認定こども園の認定の基準に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 認定こども園の類型等を定義することとした。（第 2 条関係）
 - (1) 幼保連携型認定こども園
幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、一定の要件に該当するものをいう。
 - (2) 幼稚園型認定こども園
次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 幼稚園教育要項に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和 23 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園
 - イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 18 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）第 1 条各号に掲げる施設を除く。）をいう。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、一定の要件に該当するもの
 - (3) 保育所型認定こども園
児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
 - (4) 地方裁量型認定こども園
児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。
- 3 認定こども園の認定基準
 - (1) 子どもの年齢又は利用時間の区分により、保育に従事する者の配置基準を定めることとした。（第 3 条関係）
 - (2) 認定こども園に配置される職員の資格（保育士の資格、幼稚園の教員免許状）について基準を定めることとした。（第 4 条関係）
 - (3) 施設設備に関する基準を定めることとした。（第 5 条関係）
 - ア 建物等の敷地（第 1 項関係）
 - イ 園舎の面積（第 2 項関係）
 - ウ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場の設置義務（第 3 項関係）
 - エ 保育室又は遊戯室の面積（第 4 項関係）
 - オ 屋外遊戯場の面積（第 5 項関係）
 - カ 屋外遊戯場の設置場所（第 6 項関係）
 - キ 調理室の設置義務及び子どもに対する食事の外部搬入（第 7 項・第 8 項関係）
 - ク 満 2 歳に満たない子どもの保育を行う場合の乳児室又はほふく室の設置義務及び面積（第 9 項関係）
 - (4) 教育及び保育の内容に関する基準を定めることとした。（第 6 条関係）

知事が別に定めるところにより、教育及び保育の全体計画を編成し、教育及び保育を適切かつ一体的に提供すること。
 - (5) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上について定めることとした。（第 7 条関係）

規則で定めるところにより、職員の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講じること。

- (6) 認定こども園で実施すべき子育て支援事業について定めることとした。
(第 8 条関係)
子育て支援事業は、地域の実情に応じ必要な事業を実施することができるよう、実施に当たっては専ら当該事業に携わる職員を配置するとともに、規則で定めるところにより実施すること。
- (7) 認定こども園の管理運営に関する事項を定めることとした。
ア 認定こども園の長に関すること。(第 9 条関係)
イ 保育に欠ける子どもに対する保育時間、開園日数及び開園時間に関すること。(第 10 条関係)
ウ 保護者に対する情報提供に関すること。(第 11 条関係)
エ 公正な入園選考に関すること。(第 12 条関係)
オ 子どもの健康及び安全の確保に関すること。(第 13 条関係)
カ 教育及び保育の質の向上を図るための必要な措置に関すること。(第 14 条関係)
キ 子どもの健全育成が図られるよう地域との連携について定める。(第 15 条関係)
- (4) 条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとした。(第 16 条関係)
(5) この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立保育大学校の授業料の額を次のとおり改定することとした。(第 5 条第 2 項関係)

改 定 前	改 訂 後
115,200 円	118,800 円

- 2 施行日
平成 19 年 4 月 1 日
- 3 経過措置 激変の緩和として 3 年間で段階的に授業料を改定することとした。
(附則第 2 項関係)
平成 19 年度分の授業料に関する改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「118,800 円」とあるのは「116,400 円」とし、平成 20 年度分の授業料に関する同項の規定の適用については、同項中「118,800 円」とあるのは「117,600 円」とすることとした。

◇熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

- 1 公益を代表する委員の定数を 18 人から 12 人以内に改めることとした。
2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例

- 1 法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。(第 1 条関係)
2 報告を行わなければならない精神科病院の管理者及び当該報告の内容等について定めることとした。(第 2 条関係)
3 報告の時期について定めることとした。(第 3 条関係)
4 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。(第 4 条関係)
5 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 診療等に係る使用料を通常の診療報酬の算定額と同額とすることとした。(第 4 条第 2 項関係)
2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。
3 この条例による改正後の熊本県精神保健福祉センター条例第 4 条第 2 項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療を受ける者及び検査を依頼する者について適用し、同日前に診療を受けた者及び検査を依頼した者については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県身体障害者リハビリテーションセンターの業務に、育成医療に係る医療機関の指定等を加えることとした。(第 3 条第 6 号関係)
2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例

- 1 題名を「熊本県身体障害者授産施設条例」から「熊本県くすのき園設置条例」に改めることとした。(題名関係)
2 設置根拠を「障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定に基づいた改正前の身

- 障害者福祉法第 27 条第 2 項」から「障害者自立支援法第 83 条第 2 項」に改め、施設の種別を「身体障害者授産施設」から「障害者支援施設」に改めることとした。（第 1 条関係）
- 3 業務内容を障害者自立支援法の規定に基づく業務に改めることとした。（第 3 条関係）
 - 4 使用料及び利用料金の徴収根拠規定を障害者自立支援法の規定に改めることとした。（第 5 条及び第 8 条関係）
 - 5 施設の略称をくすのき園に改めたことに伴い、関係規定を整理することとした。（第 2 条ほか関係）
 - 6 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県巡回診療所条例を廃止する条例

- 1 熊本県巡回診療所条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県結核の診査に関する協議会条例及び熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県結核の診査に関する協議会条例の一部改正（第 1 条関係）
結核予防法の廃止に伴い、根拠法を同法から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に改めるとともに、引用条項を改めることとした。
- 2 熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部改正（第 2 条関係）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う引用条項ずれ等により、関係規定を整備することとした。
- 3 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 1 インターネットカフェ、漫画喫茶又はこれらとの複合カフェを営業する者は、深夜に営業の場所に少年を立ち入らせてはならない旨を規定することとした。（第 8 条関係）
- 2 インターネット上の有害情報への対応として、次に掲げる者に対しフィルタリングソフトを活用する等して、少年が有害情報を見たり、又は視聴することがないように努力する義務を課す規定を新設することとした。（第 18 条の 2 関係）
 - (1) 保護者及び少年の健全な保護育成に携わる者
 - (2) インターネットの端末設備を公衆の利用に供する者
 - (3) 特定電気通信役務提供者、端末設備の販売又は貸付けを業とする者
- 3 その他必要な用語の改正を行うこととした。（第 16 条、第 25 条関係）
- 4 施行時期
この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行することとした。ただし、第 16 条第 3 項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日から施行することとした。

◇熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県工業技術センター、熊本県食品加工研究所及び熊本県計量検定所の統合に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。（第 1 条及び別表関係）
- 2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項関係）
- 3 熊本県食品加工研究所条例は廃止することとした。（附則第 2 項関係）
- 4 熊本県収入証紙条例について、関係規定の整備を行うこととした。（附則第 3 項関係）

◇熊本県農業振興促進審議会条例

- 1 熊本県農業振興促進審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する事項及び農村地域への工業等の導入の促進に関する事項を調査審議するため、熊本県農業振興促進審議会を設置することとした。（第 1 条関係）
 - (2) 審議会は、知事の諮問に応じて、(1) の事項について調査審議することとした。（第 2 条関係）
 - (3) 審議会は、委員 15 人以内をもって組織することとした。（第 3 条関係）
 - (4) 委員の任期は、3 年とすることとした。（第 4 条関係）
 - (5) 審議会に、会長及び副会長 1 人を置くこととした。（第 5 条関係）
 - (6) 審議会は、会長が招集することとした。（第 6 条関係）
 - (7) 審議会の庶務は、農林水産部において処理することとした。（第 7 条関係）
 - (8) この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。（第 8 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行に伴い、熊本県農業振興地域整備促進協議会条例及び熊本県農村地域工業等導入促進審議会条例は、廃止することとした。

◇熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例を廃止する条例

- 1 熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県道路占用料徴収条例について、政令の一部改正等に伴い、次のとおり改正を行うこととした。(第 1 条関係)
 - (1) 別表中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改め、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加えることとした。
 - (2) 新たに道路占用が認められることとなった「自転車等駐車器具」等を別表に加える等、関係規定の整備を行うこととした。
 - (3) その他用語の改正を行うこととした。
- 2 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成 8 年熊本県条例第 66 号)について、ガス事業法の一部改正に伴い、項ずれによる関係規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 都市公園における業として行う映画又はテレビの撮影等及び規則で定める都市公園(熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園を規則で定める予定)における広告物の表示を新たに制限行為に追加し、当該行為の許可を受けた者から使用料を徴収することとするに伴い、関係規定を整備することとした。(第 2 条、別表第 1 の 4 関係)
- 2 都市公園における禁止行為について、1 の広告物の表示を禁止行為から除くこととした。(第 3 条関係)
- 3 道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)の一部改正に伴い、「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改め、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加えることとした。(別表第 1 の 3 関係)
- 4 熊本県営八代運動公園の野球場の使用料の単位を見直すこと等に伴い、関係規定を整備することとした。(別表第 3 の 1、別表第 3 の 3 関係)
- 5 その他、所要の規定の整理を行うこととした。(第 5 条、第 9 条関係)
- 6 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3 の改正規定は、公布の日から施行することとした。
- 7 4 の改正規定のうち別表第 3 の 1 の表に係る規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 特別支援教育の推進のための「学校教育法等の一部を改正する法律」の制定に伴い、関係条例の整備を行うこととした。
 - (1) 熊本県税条例の一部改正(第 1 条関係)
 - ・「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改めることとした。
 - (2) 熊本県立学校条例の一部改正(第 2 条関係)
 - ・「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改めることとした。
 - (3) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正(第 3 条関係)
 - ・「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改めることとした。
 - (4) 熊本県心身障害児審査委員会設置条例の一部改正(第 4 条関係)
 - ・題名を「熊本県障害児審査委員会設置条例」に、「心身に障害」を「障害」に、「熊本県心身障害児審査委員会」を「熊本県障害児審査委員会」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改めることとした。
 - (5) 熊本県立青少年の家条例の一部改正(第 5 条関係)
 - ・「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改めることとした。
- 2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 県立学校のうち高等学校において徴収する授業料の額を次のとおり改定することとした。(第 2 条関係)
 - (1) 高等学校(全日制) 1 人につき年額 118,800 円(改定前 115,200 円 3,600 円増)
 - (2) 高等学校(定時制(単位制によるものを除く。)) 1 人につき年額 32,400 円(改定前 31,200 円 1,200 円増)
 - (3) 高等学校(定時制(単位制によるものに限る。)) 1 単位につき 1,750 円(改定前 1,680 円 70 円増)
 - (4) 高等学校(通信制) 1 単位につき 340 円(改定前 280 円 60 円増)

- (5) 高等学校専攻科 1人につき年額 118,800 円(改定前 115,200 円 3,600 円増)
- 2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 3 経過措置 激変の緩和として 3 年間で段階的に授業料を改定することとした。
(附則第 2 項関係)
- 平成 19 年度分の授業料は次のとおりとする。
- (1) 高等学校(全日制) 116,400 円
 (2) 高等学校(定時制(単位制によるものを除く。)) 31,200 円
 (3) 高等学校(定時制(単位制によるものに限る。)) 1,680 円
 (4) 高等学校(通信制) 300 円
 (5) 高等学校専攻科 116,400 円
- 平成 20 年度分の授業料は次のとおりとする。
- (1) 高等学校(全日制) 117,600 円
 (2) 高等学校(定時制(単位制によるものを除く。)) 31,200 円
 (3) 高等学校(定時制(単位制によるものに限る。)) 1,680 円
 (4) 高等学校(通信制) 320 円
 (5) 高等学校専攻科 117,600 円

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 80 号)の施行に伴い、関係規定を整理することとした。(第 3 条、第 12 条第 11 項、第 13 条第 1 項並びに第 17 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係)
- (1) 「盲学校、聾学校及び(又は)養護学校」を「特別支援学校」に改めることとした。
 (2) 「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改めることとした。
- 2 昇給抑制の適用開始について関係規定を整備することとした。(第 6 条第 6 項関係)
- 3 管理職手当について、支給上限額等の関係規定を改正することとした。(第 8 条の 2 関係)
- 4 扶養手当について、国に準じて配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。)を各 1 人につき 6,000 円とすることとした。(第 9 条第 3 項関係)
- 5 教育業務連絡指導手当の対象となる主任等について、関係規定を整備することとした。(第 12 条第 11 項関係)
- 6 教員特殊業務手当第 4 号(部活動指導業務)の手当額(1 日につき 1,200 円)を次のように改めることとした。(第 13 条第 1 項関係)
- (1) 従事した時間が引き続き 3 時間 30 分以上の場合については、1,400 円とすることとした。
 (2) 従事した時間が引き続き 2 時間以上 3 時間 30 分未満の場合については、700 円とすることとした。
- 7 定時制通信教育手当を次のように改めることとした。(第 17 条の 3 第 2 項関係)
- (1) 手当の月額を給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額から 100 分の 5 を乗じて得た額に改めることとした。
 (2) 管理職手当を受ける者については、給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額から 100 分の 4 を乗じて得た額に改めることとした。
- 8 産業教育手当を次のように改めることとした。(第 17 条の 4 第 2 項関係)
- (1) 手当の月額を給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額から 100 分の 5 を乗じて得た額に改めることとした。
 (2) 管理職手当又は定時制通信教育手当を受ける者については、給料月額に 100 分の 6 を乗じて得た額から 100 分の 3 を乗じて得た額に改めることとした。
- 9 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 の改正は、平成 19 年 1 月 1 日から適用することとした。(附則第 1 項関係)
- 10 平成 18 年 4 月 1 日の給料の切替えに伴う現給保障を受ける職員のうち、当該現給保障額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員の管理職手当の支給上限額は、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、当該現給保障額の 100 分の 25 とすることとした。(附則第 2 項関係)
- 11 定時制通信教育手当について、激変緩和として経過措置を次のとおり設けることとした。(附則第 3 項関係)
- (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、手当の月額を給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額(管理職手当を受ける者については、給料月額に 100 分の 6 を乗じて得た額)とすることとした。
 (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間は、手当の月額を給料月額に 100 分の 6 を乗じて得た額(管理職手当を受ける者については、給料月額に 100 分の 5 を乗じて得た額)とすることとした。
- 12 産業教育手当については、激変緩和として経過措置を次のとおり設けることとした。(附則第 3 項関係)
- (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、手当の月額を給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額(管理職手当又は定時制通信教育手当を受ける者については、給料月額に 100 分の 5 を乗じて得た額)とすることとし

た。

- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間は、手当の月額を給料月額に 100 分の 6 を乗じて得た額（管理職手当又は定時制通信教育手当を受ける者については、給料月額に 100 分の 4 を乗じて得た額）とすることとした。

13 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第 4 項関係）

◇熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）の施行に伴い、関係規定を整理することとした。（第 3 条、第 5 条第 1 項、第 11 条の 4 第 1 項並びに第 16 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係）
 - ・「養護学校」を「特別支援学校」に改めることとした。
- 2 昇給抑制の適用開始について関係規定を整備することとした。（第 6 条第 6 項関係）
- 3 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 の改正は、平成 19 年 1 月 1 日から適用することとした。（附則関係）

◇熊本市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 へき地手当の支給割合を次のとおり改めることとした。（第 4 条第 2 項及び第 3 項関係）
 - (1) 1 級については、「100 分の 8」を「100 分の 4」に改定することとした。
 - (2) 2 級については、「100 分の 12」を「100 分の 8」に改定することとした。
 - (3) 3 級については、「100 分の 16」を「100 分の 12」に改定することとした。
 - (4) 4 級については、「100 分の 20」を「100 分の 16」に改定することとした。
 - (5) 5 級については、「100 分の 25」を「100 分の 20」に改定することとした。
 - (6) へき地学校に準ずる学校については「100 分の 4」を「100 分の 1」に改定することとした。
- 2 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項関係）
- 3 へき地学校の指定の見直し又は解除に係る経過措置を講ずることとした。（附則第 2 項から第 5 項まで関係）

◇熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警務部の分掌事務のうち「留置場に関すること」を「留置施設に関すること」に改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の住居表示整備事業に伴い、清水町大字麻生田の全部、清水町大字兎谷の全部、薄場町の一部、小島上町の一部、島町の全部、城山上代町の一部、城山下代町の全部、城山半田町の全部、城山薬師町の全部及び健軍町の全部が、それぞれ新たな町名に変更されることから、これらの町を管轄する熊本県熊本北警察署、熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署の管轄区域の表記を変更することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県の警察官の定数を 3,000 人から 3,030 人に改めるとともに、階級別定数を警察法施行令に定める基準に基づき次表のとおり改めることとした。（第 2 条関係）

（単位 人）

区 分	現 在	改正後
警察官	3,000	3,030
警視	111	112
警部	231	233
警部補（巡查部長を含む。）	1,744	1,763
巡查	914	922
警察官以外の職員	421	421
計	3,421	3,451

- 2 定数の配分の規定中、吏員、その他の職員別等の細分に係る規定部分を削ることとした。（第 3 条関係）
- 3 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正により、留置場が留置施設とされることに伴い、関係規定を整理することとした。(別表第 9 号作業関係)
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正及び結核予防法の廃止により、結核が感染症の一疾病(二類感染症)とされることに伴い、関係規定を整備することとした。(別表第 13 号作業関係)
- 3 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 58 号)の施行の日から施行することとした。

◇熊本県留置施設視察委員会条例

- 1 この条例の趣旨を規定することとした。(第 1 条関係)
- 2 委員会の名称は、熊本県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)とすることとした。(第 2 条関係)
- 3 委員会の組織は次のとおりとすることとした。
 - (1) 委員会の定数は、4 人とすることとした。(第 3 条第 1 項関係)
 - (2) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。(同条第 2 項関係)
 - (3) 委員は、3 回に限り再任されることができるとこととした。(同条第 3 項関係)
 - (4) 熊本県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができることとした。(同条第 4 項関係)
- 4 委員会の運営は次のとおりとすることとした。
 - (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任することとした。(第 4 条第 1 項関係)
 - (2) 委員長は、委員会の会務を総理することとした。(同条第 2 項関係)
 - (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理することとした。(同条第 3 項関係)
- 5 委員会の庶務は、熊本県警察本部警務部において処理することとした。(第 5 条関係)
- 6 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、熊本県公安委員会が定めることとした。(第 6 条関係)
- 7 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 58 号)の施行の日から施行することとした。(附則関係)

◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 暴騒音の測定方法の見直し
暴騒音の測定について、現行の「音源から 10 メートル以上離れた地点で測定する方法」から「換算測定方法」に変更することにより、10 メートル以内の地点でも 10 メートル地点の音量に換算して測定が可能となるよう改正することとした。(第 3 条関係)
- 2 拡声機の使用を要求する者等に対する義務規定の新設
拡声機の使用を要求する者等に対する条例遵守の義務規定を新たに設けることとした。(第 4 条関係)
- 3 警察署長による違反行為防止措置命令の新設
警察官による停止命令を受けた者が、更に反復して違反行為をしたときに、警察署長が、その者に対し、24 時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用停止その他の違反行為防止措置をとるべきことを命ずることができる旨の規定を新たに設けることとした。(第 5 条第 2 項関係)
- 4 罰則の追加
3 の違反行為を罰則に追加することとした。(第 10 条第 1 項関係)
- 5 音量測定機器の根拠規定の見直し等(別表関係)
 - (1) 拡声機の使用方法及び測定地点について規定の整備を行うこととした。
 - (2) 音量測定機器についての根拠規定をこれまでの日本工業規格から計量法に規定する条件に合格した騒音計に改めることとした。
- 6 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行することとした。(附則関係)

条 例

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 2 号

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
(目的)

第 1 条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成 18 年法律第 70 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めること等により、熊本県職員等の大学院等派遣研修及びこれに相当する研修等について、その成果を公務に活用させるようにするとともに、県民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「職員等」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職に属する熊本県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員をいう。

2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学の大学院の課程（同法第 68 条の 2 第 4 項第 2 号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、地方公務員法第 39 条の規定に基づき、職員等の同意を得て、県が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。

3 この条例において「大学院等派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院等派遣研修に必要な費用として規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第 3 条に規定する特別職に属する熊本県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものの役職員をいう。

（大学院等派遣研修費用の償還）

第 3 条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員等が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

（1）当該大学院等派遣研修の期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額

（2）当該大学院等派遣の期間の末日の翌日から起算した職員等としての在職期間が 5 年に達するまでの期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員等としての在職期間が通増する程度に応じて 100 分の 100 から一定の割合で通減するように規則で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員等でなくなった場合を含まないものとする。

3 第 1 項第 2 号の職員等としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

（1）地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。次条第 1 項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則で定める休職の期間を除く。）

（2）地方公務員法第 29 条の規定による停職の期間

（3）地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

（4）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業をした期間

（適用除外）

第 4 条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

（1）公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第 4 号に掲げる事由に該当して免職された場合

（2）地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した場合（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

（3）任期を定めて採用された職員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

（4）前 3 号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合

（5）地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びこれらの任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

（6）前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であつて、規則で定める場合

（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第 5 条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員等のうち、前条第 5 号又は第 6 号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き職員等として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き職員等として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第 5 号又は第 6 号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員等としての在職とみなして、第 3 条の規定を適用する。この場合において、同条第 3 項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第 5 条第 1 項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員等としての

在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」とする。

- 2 大学院等派遣研修を命ぜられた職員等のうち、前条第 5 号又は第 6 号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引続き職員等として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したと、同条第 5 号又は第 6 号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員等としての在職とそれぞれみなして、前 2 条の規定を適用する。この場合において、第 3 条第 3 項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第 5 条第 2 項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員等としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として規則で定める場合」とする。

（規則への委任）

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第 3 条の規定は、この条例の施行後に大学院等派遣研修を命ぜられた職員等について適用する。

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 3 号

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続条例（平成 7 年熊本県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 38 条」を「第 46 条」に改める。

第 3 条第 4 号中「留置場（警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。）」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 4 号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 4 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本県福祉事務所設置条例の一部改正）

第 1 条 熊本県福祉事務所設置条例（昭和 26 年熊本県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

（熊本県保健環境科学研究所条例の一部改正）

第 2 条 熊本県保健環境科学研究所条例（昭和 26 年熊本県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

（熊本県港管理事務所設置条例の一部改正）

第 3 条 熊本県港管理事務所設置条例（昭和 30 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

（熊本県職員定数条例の一部改正）

第 4 条 熊本県職員定数条例（昭和 30 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「教育委員会の事務局」を「教育委員会の事務局」に改め、同項を同条とする。

（熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例の一部改正）

第 5 条 熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例（昭和 32 年熊本県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

本則中「のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 1 項に規定する吏員に相当する者。以下「職員」という。）」を削る。

（熊本県ふぐ取扱条例の一部改正）

第 6 条 熊本県ふぐ取扱条例（昭和 33 年熊本県条例第 27 号）の一部を次のように改正す

る。
第 6 条第 3 項中「当該吏員」を「当該職員」に、「呈示」を「提示」に改める。
(熊本県財産条例の一部改正)

第 7 条 熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 238 条の 4 第 4 項」を「第 238 条の 4 第 7 項」に改める。

(熊本県副知事定数条例の一部改正)

第 8 条 熊本県副知事定数条例(平成 16 年熊本県条例 43 号)の一部を次のように改正する。

本則中「第 161 条第 3 項」を「第 161 条第 2 項」に、「2 人を置くことができる」を「の定数は、2 人とする」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 1 条第 2 号中第 238 条の 4 の改正規定の施行の日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 5 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「を超える職員に関する」を「に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「基き人事委員会の定める基準に従い」を「基づき人事委員会規則で定める額を」に改め、同条第 2 項中「その者」を「同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 8 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ」を「1 人につき」に改め、「その他の扶養親族については 1 人につき 5,000 円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 6 項の改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 8 号)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 8 号)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 6 号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和 48 年熊本県条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

附則第 14 項、第 17 項、第 34 項及び第 35 項中「年 5.5 パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成 13 年 3 月 31 日以前	年 5.5 パーセント
平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで	年 4.0 パーセント
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	年 1.6 パーセント
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	年 2.3 パーセント
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	年 2.6 パーセント

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	年 3.0 パーセント
平成 21 年 4 月 1 日以後	年 3.2 パーセント

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 7 号

熊本県職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特務手当に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 31 号中「特殊教育学校等勤務手当」を「特別支援学校等勤務手当」に改める。
- 第 4 条第 1 項第 1 号中「知事が特に必要であると認める場合は、結核を含む。以下本号において」を「以下この号において」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「その他の放射線」の次に「(次項第 1 号において「エックス線等」という。)」を加え、同条第 2 項第 1 号中「650 円」を「350 円（被照射者の介助に伴い、エックス線等を受ける場合（防護服、手袋その他の防護用具を着用できない場合に限る。）にあっては、当該額に 170 円を加算した額）」に改める。
- 第 25 条の 9 第 1 項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同条第 2 項中「550 円」を「290 円」に改める。
- 第 25 条の 12 第 1 項第 1 号中「結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 25 条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 14」に改める。
- 第 25 条の 18 の見出しを「(特別支援学校等勤務手当)」に改め、同条第 1 項中「特殊教育学校等勤務手当」を「特別支援学校等勤務手当」に、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第 2 項中「特殊教育学校等勤務手当」を「特別支援学校等勤務手当」に改める。
- 第 26 条第 1 項の表中央家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

食肉衛生検査所	と畜検査等手当
---------	---------

第 26 条第 1 項の表中「養護学校」を削り、「特殊教育学校等勤務手当」を「特別支援学校等勤務手当」に改める。

- 附 則
- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の 9 第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の熊本県職員の特務手当に関する条例第 26 条第 1 項の表中食肉衛生検査所の項は、平成 20 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例 8 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 9 号から第 11 号までの規定中「1,700 円」を「2,200 円」に改め、同項第 121 号の次に次の 1 号を加える。

- (121) の 2 教育職員免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づく免許状への新教育領域の追加
教育職員の免許状の新教育領域追加手数料
ア 普通免許状への追加 3,300 円
イ 臨時免許状への追加 1,700 円

第 2 条第 1 項第 177 号中「確認の申請」の次に「又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知」を加え、「建築物の確認申請手数料」を「建築物の確認申請又は計画通知手数料」に改め、「応じた額」の次に「。ただし、同法第 6 条第 5 項又は同法第 18 条第 4 項の構造計算適合性判定を要する建築物のうち、構造計算が限界耐力計算等（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条の 6 に規定する限界耐力計算及び同施行令第 81 条第 1 項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち知事が告示するものによった構造計算をいう。以下同じ。）によるものにあつては別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額を加算した額とし、限界耐力計算等以外によるものにあつては別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額を加算した額」を加え、同項第 178 号中「前号の確認の申請」の次に「若しくは計画の通知」を、「に基づく確認の申請」の次に「若しくは同法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知」を加え、「建築設備の確認申請手数料」を「建築設備の確認申請又は計画通知手数料」に改め、同項第 179 号中「確認を受けた申請」の次に「若しくは計画通知」を、「同法第 6 条第 1 項」の次に「若しくは同法第 18 条第 2 項」を、「確認の申請」の次に「若しくは計画の通

知」を加え、「建築設備の変更確認申請手数料」を「建築設備の変更確認申請又は変更計画通知手数料」に改め、同項第 180 号中「完了検査の申請」の次に「又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく工事完了の通知」を加え、「建築物の完了検査申請手数料」を「建築物の完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、同項第 181 号中「完了検査の申請」の次に「若しくは同法第 18 条第 14 項の規定に基づく工事完了の通知」を加え「建築設備の完了検査申請手数料」を「建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、同項第 182 号中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 4 項又は同法第 18 条第 18 項」に改め、「完了の申請」の次に「又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく工事完了の通知」を加え、「中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料」を「中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、同項第 183 号中「前号の検査の申請」の次に「若しくは完了の通知」を、「完了検査の申請」の次に「若しくは同法第 18 条第 14 項の規定に基づく工事完了の通知」を加え、「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項若しくは同法第 18 条第 18 項」に、「中間検査を受けた建築設備の完了検査申請手数料」を「中間検査を受けた建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、同項第 184 号中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく特定工程終了の通知」を加え、「建築物の中間検査申請手数料」を「建築物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に改め、同項第 185 号中「前号の検査の申請」の次に「若しくは完了の通知」を加え、「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「中間検査の申請」の次に「若しくは同法第 18 条第 17 項の規定に基づく特定工程終了の通知」を加え、「建築設備の中間検査申請手数料」を「建築設備の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に改め、同項第 186 号中「第 88 条第 1 項」を「同法第 88 条第 1 項」に改め、「含む。）」の次に「又は同法第 18 条第 22 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は同法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 217 号中「確認の申請」の次に「又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知」を加え、「工作物の確認申請手数料」を「工作物の確認申請又は計画通知手数料」に改め、同項第 218 号中「確認を受けた」を「確認済証の交付を受けた」に改め、「確認の申請」の次に「又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知」を加え、「工作物の変更確認申請手数料」を「工作物の変更確認申請又は変更計画通知手数料」に改め、同項第 219 号中「完了検査の申請」の次に「又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく工事完了の通知」を加え、「工作物の完了検査申請手数料」を「工作物の完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、同項第 220 号中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく特定工程終了の通知」を加え、「工作物の中間検査申請手数料」を「工作物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に改め、同項第 259 号ク中「6,000 円」を「4,500 円」に改め、同項第 325 号中「630 円」を「660 円」に、「350 円」を「380 円」に改め、同号ア（イ）中「60 キログラム以上」を削り、同号ア（ウ）を削り、同号ウ中「330 円」を「350 円」に改め、同号エ中「200 円」を「380 円」に改め、同項第 338 号中「18,000 円」を「19,000 円」に、「13,000 円」を「14,000 円」に改め、同項第 403 号の 2 ア中「大型自動車免許」の次に「又は中型自動車免許」を加え、「2,550 円」を「3,950 円」に、「3,650 円」を「7,650 円」に改め、同項第 407 号ア中「特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「14,750 円」を「24,700 円」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）に係る技能検定員審査 14,100 円

第 2 条第 1 項第 407 号に次のように加える。

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 22,450 円

第 2 条第 1 項第 409 号ア中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「9,850 円」を「15,650 円」に改め、同号ウ中「大型自動車第二種免許」の次に、「中型自動車第二種免許」を加え、「12,550 円」を「13,300 円」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 9,500 円

第 2 条第 1 項第 410 号中「免許再試験の実施」を「運転免許再試験の実施」に改め、同号イ中「3,000 円」を「3,550 円」に改め、同項第 415 号中「2,800 円」を「3,350 円」に改め、同項第 479 号から第 481 号までを次のように改める。

(479) 宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成の変更許可の申請に対する審査

宅地造成変更許可申請手数料 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 420,000 円を超えるときは、420,000 円

ア 宅地造成に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、宅地造成工事区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の区域の面積、宅地造成工事区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の区域の面積）に応じ前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額

イ 新たな土地の宅地造成工事区域への編入については、新たに編入される宅地造成工事区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000 円

- (480) 及び (481) 削除
 第 2 条第 1 項 521 号ア中「については、開発区域」の次に「の面積」を加え、同項第 592 号及び第 593 号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項第 606 号、第 607 号、第 609 号及び第 614 号中「計量検定所」を「産業技術センター」に改め、同項第 620 号を次のように改める。
- (620) 介護保険法第 70 条第 1 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請指定居宅サービス事業者指定申請手数料 15,000 円
 第 2 条第 1 項第 620 号の次に次の 5 号を加える。
- (620) の 2 介護保険法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定更新申請
 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料 10,000 円
- (620) の 3 介護保険法第 79 条第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定申請
 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料 15,000 円
- (620) の 4 介護保険法第 79 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定更新申請
 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料 10,000 円
- (620) の 5 介護保険法第 86 条第 1 項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定申請
 指定介護老人福祉施設指定申請手数料 42,000 円
- (620) の 6 介護保険法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定更新申請
 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料 28,000 円
- 第 2 条第 1 項第 622 号を同項第 621 号の 2 とし、同号の次に次の 5 号を加える。
- (621) の 3 介護保険法第 94 条の 2 第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可の更新申請
 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料 28,000 円
- (621) の 4 介護保険法第 107 条第 1 項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定申請
 指定介護療養型医療施設指定申請手数料 42,000 円
- (621) の 5 介護保険法第 107 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定更新申請
 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料 28,000 円
- (621) の 6 介護保険法第 115 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請
 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料 15,000 円
- (622) 介護保険法第 115 条の 10 の規定に基づき同法第 70 条の 2 を準用してなされる指定介護予防サービス事業者の指定更新申請
 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料 10,000 円
- 第 2 条第 1 項第 625 号を同項第 625 号の 2 とし、同項第 624 号を同項第 625 号とし、同項第 623 号の 30 の次に次の 3 号を加える。
- (624) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による届出があったことを証する書面の交付
 探偵業届出証明書交付手数料 3,600 円
- (624) の 2 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の規定による届出があったことを証する書面の交付
 探偵業変更届出証明書交付手数料 1,500 円
- (624) の 3 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付
 探偵業届出証明書再交付手数料 1,000 円
- 第 2 条第 1 項第 643 号及び第 644 号中「工業技術センター」を「産業技術センター」に改め、同項第 649 号及び第 650 号を次のように改める。
- (649) 及び (650) 削除
 第 2 条第 1 項第 657 号ウ中「480 円」を「500 円」に改め、同項第 658 号の次に次の 1 号を加える。
- (658) の 2 廃止された私立の学校（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 31 条に規定する私立の学校をいう。）による卒業証明書、修了証明書、在学証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付
 廃止私立学校証明書交付手数料 1 通につき 400 円
- 第 2 条第 3 項中「630 円」を「660 円」に、「1,300 円」を「1,320 円」に、「350 円」を「380 円」に、「700 円」を「760 円」に改め、「200 円」とあるのは「400 円」とを削り、「330 円」を「350 円」に、「650 円」を「700 円」に改める。
- 別表第 9 の次に次の 2 表を加える。
- 別表第 9 の 2（第 2 条第 1 項第 177 号関係）

判定方法	構造計算適合性判定に係る面積	金額
判定を再計算により行う場合	1,000 平方メートル以内のもの	157,000 円
	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	193,000 円
	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	211,000 円

	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	265,000 円
	50,000 平方メートルを超えるもの	446,000 円
上記以外の 場合	1,000 平方メートル以内のもの	224,000 円
	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	296,000 円
	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	337,000 円
	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	445,000 円
	50,000 平方メートルを超えるもの	810,000 円

備考

- 1 「判定を再計算により行う場合」とは、構造計算が建築基準法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合をいう。
- 2 一の建築確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物が複数ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 177 号の別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額とする。
- 3 建築基準法第 20 条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分について、それぞれ別の建築物として構造計算を行った場合には、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 177 号の別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額とする。

別表第 9 の 3 (第 2 条第 1 項第 177 号関係)

判定方法	構造計算適合性判定に係る面積	金額
判定を再計 算により行 う場合	1,000 平方メートル以内のもの	126,000 円
	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	149,000 円
	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円
	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	265,000 円
	50,000 平方メートルを超えるもの	446,000 円
上記以外の 場合	1,000 平方メートル以内のもの	163,000 円
	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	210,000 円
	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	238,000 円
	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	445,000 円
	50,000 平方メートルを超えるもの	810,000 円

備考

- 1 「判定を再計算により行う場合」とは、構造計算が建築基準法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を行う場合をいう。
- 2 一の建築確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物が複数ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 177 号の別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額とする。
- 3 建築基準法第 20 条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分について、それぞれ別の建築物として構造計算を行った場合には、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 177 号の別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額とする。

別表第 18 を次のように改める。

別表第 18 (第 2 条第 1 項第 403 号関係)

区	分	金額
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	道路交通法（以下この表、別表第 19、別表第 30 及び別表第 31 において「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850 円
	法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000 円
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	4,950 円（法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を熊本県公安委員会が提

		供する自動車を使用し て受ける場合にあつて は、8,650 円)
普通自動車免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受け る場合	2,100 円
	法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当し て同項の規定の適用を受ける場合	2,050 円
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受けない場合	2,400 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事 項について行う試験を 熊本県公安委員会が提 供する自動車を使用し て受ける場合にあつて は、3,400 円)
特定第一種運転免許又は大型特殊自動 車第二種免許若しくは牽引第二種免許 に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受ける場合	2,000 円
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受けない場合	2,950 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事 項について行う試験を 熊本県公安委員会が提 供する自動車を使用し て受ける場合にあつて は、4,600 円)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転 車免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受ける場合	2,050 円
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受けない場合	1,650 円
大型自動車第二種免許、中型自動車第 二種免許又は普通自動車第二種免許に 係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受ける場合	2,000 円
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受けない場合	4,500 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事 項について行う試験を 熊本県公安委員会が提 供する自動車を使用し て受ける場合にあつて は、7,700 円)
仮運転免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当し て同項の規定の適用を受ける場合	2,000 円
	法第 97 条の 2 第 1 項第 4 号に該当し て同項の規定の適用を受ける場合	1,650 円
	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を 受けない場合	3,100 円 (法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事 項について行う試験を 熊本県公安委員会が提 供する自動車を使用し て受ける場合にあつて は、4,750 円)

別表第 19 を次のように改める。
別表第 19（法第 2 条第 1 項第 413 号関係）

区 分		金 額
法第 108 条の 2 第 1 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 700 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 2,600 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 2,300 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 4,700 円
	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,450 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき 4,200 円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき 4,100 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 1,350 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 3,150 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 1,200 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習		講習 1 時間につき 750 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,150 円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,800 円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,700 円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2,550 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習	法第 92 条の 2 第 1 項の表備考 1 の 2 に規定する優良運転者に対する講習	700 円
	法第 92 条の 2 第 1 項の表備考 1 の 3 に規定する一般運転者に対する講習	1,050 円
	法第 92 条の 2 第 1 項の表備考 1 の 4 に規定する違反運転者等に対する講習	1,700 円（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、1,050 円）
法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第	講習 1 時間につき 2,050 円

	二種運転免許を受けている者に対する講習	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習 1 時間につき 1,500 円
法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習		13,400 円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 38 条第 13 項第 2 号の表第 1 号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,400 円）

別表第 26 中「(第 2 条第 1 項第 624 号関係)」を「(第 2 条第 1 項第 625 号関係)」に改める。

別表第 29 を次のように改める。

別表第 29 削除

別表第 30 を次のように改める。

別表第 30 (第 2 条第 5 号関係)

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600 円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950 円
3 法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150 円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150 円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050 円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,200 円
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する自動車運	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,750 円

転代行業に関する 法令についての知 識		
---------------------------	--	--

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1 項第 407 号の技能検定員審査手数料の額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 3,750 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 950 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,050 円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 3,250 円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が 3 の項及び 4 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3 の項及び 4 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1 項第 407 号の技能検定員審査手数料の額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については 300 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 300 円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 300 円を減ずるものとする。

別表第 31 を次のように改める。

別表第 31 (第 2 条第 6 項関係)

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450 円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100 円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350 円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800 円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300 円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350 円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300 円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000 円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250 円
4 法第 108 条の 28 第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450 円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250 円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450 円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250 円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400 円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200 円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150 円
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750 円

法令についての知識

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1 項第 409 号の教習指導員審査手数料の額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 3,450 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900 円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100 円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 2,950 円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の項及び 5 の項の第 1 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の項及び 5 の項の第 3 欄に定めるところによるほか、第 2 条第 1 項第 409 号の教習指導員審査手数料の額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については 150 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100 円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 50 円を減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項第 479 号から 481 号までの改正規定及び附則第 3 項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）別表第 1 手数料の項中第 430 号から第 432 号までの改正規定に限る。） 公布の日

(2) 第 2 条第 1 項第 620 号の改正規定、同号の次に 5 号を加える改正規定、同項第 622 号を同項第 621 号の 2 とし、同号の次に 5 号を加える改正規定、同項第 625 号を同項第 625 号の 2 とし、同項第 624 号を同項第 625 号とし、同項第 623 号の 30 の次に 3 号を加える改正規定及び別表第 26 の改正規定並びに附則第 3 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項中第 563 号を第 562 号の 2 とし、第 562 号の 2 の次に 6 号を加える改正規定、第 563 号の 2 を第 563 号の 7 とし、第 563 号の 3 を第 563 号の 8 とし、第 563 号の 8 の次に 5 号を加える改正規定及び第 564 号の 29 の次に 3 号を加える改正規定に限る。） 平成 19 年 6 月 1 日

(3) 第 2 条第 1 項第 403 号の 2 ア、第 407 号、第 409 号、第 410 号及び第 415 号の改正規定並びに別表第 18、別表第 19、別表第 30 及び別表第 31 の改正規定 平成 19 年 6 月 2 日

(4) 第 2 条第 1 項第 177 号から第 186 号までの改正規定、同項第 217 号から第 220 号までの改正規定、別表第 9 の次に 2 表を加える改正規定並びに附則第 3 項の規定（熊本県収入証紙条例別表第 1 手数料の項中第 168 号から第 176 号までの改正規定及び第 208 号から第 211 号までの改正規定に限る。） 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日

(5) 第 2 条第 1 項第 592 号及び第 593 号の改正規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 手数料の項第 116 号の次に次の 1 号を加える。

別表第 1 手数料の項第 116 号の 2 教育職員の免許状の新教育領域追加手数料

別表第 1 手数料の項第 168 号から第 176 号までを次のように改める。

168 建築物の確認申請又は計画通知手数料

169 建築設備の確認申請又は計画通知手数料

170 建築設備の変更確認申請又は変更計画通知手数料

171 建築物の完了検査申請又は完了通知手数料

172 建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料

173 中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料

174 中間検査を受けた建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料

175 建築物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料

176 建築設備の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料

別表第 1 手数料の項第 208 号から第 211 号までを次のように改める。

208 工作物の確認申請又は計画通知手数料

209 工作物の変更確認申請又は変更計画通知手数料

210 工作物の完了検査申請又は完了通知手数料

211 工作物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料

別表第 1 手数料の項第 430 号から第 432 号までを次のように改める。

430 宅地造成変更許可申請手数料

431 及び 432 削除

別表第 1 手数料の項中第 563 号を第 562 号の 2 とし、第 563 号の 2 を第 563 号の 7 とし、

第 563 号の 3 を第 563 号の 8 とし、第 562 号の 2 の次に次の 6 号を加える。

- 563 指定居宅サービス事業者指定申請手数料
- 563 の 2 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料
- 563 の 3 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料
- 563 の 4 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料
- 563 の 5 指定介護老人福祉施設指定申請手数料
- 563 の 6 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料

別表第 1 手数料の項第 563 号の 8 の次に次の 5 号を加える。

- 563 の 9 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料
- 563 の 10 指定介護療養型医療施設指定申請手数料
- 563 の 11 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料
- 563 の 12 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料
- 563 の 13 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料

別表第 1 手数料の項第 564 号の 29 の次に次の 3 号を加える。

- 564 の 30 探偵業届出証明書交付手数料
- 564 の 31 探偵業変更届出証明書交付手数料
- 564 の 32 探偵業届出証明書再交付手数料

別表第 1 手数料の項第 570 号及び第 571 号を次のように改める。

- 570 産業技術センター分析、試験又は設計手数料
- 571 産業技術センター成績書複本、証明書又は鑑定書交付手数料

別表第 1 手数料の項第 573 号及び第 574 号を次のように改める。

- 573 及び 574 削除

別表第 1 手数料の項第 575 号の次に次の 1 号を加える。

- 575 の 2 廃止私立学校証明書交付手数料

熊本県土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 9 号

熊本県土地開発基金条例を廃止する条例

熊本県土地開発基金条例（昭和 44 年熊本県条例第 32 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 10 号

熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成 17 年熊本県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県医療扶助審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 11 号

熊本県医療扶助審議会条例を廃止する条例

熊本県医療扶助審議会条例（昭和 30 年熊本県条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 12 号

熊本県認定こども園の認定基準に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律 77 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

る。
(定義)

- 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該施設を構成する保育所において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
 - (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 39 条第 1 項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園
 - イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 18 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）第 1 条各号に掲げる施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - (イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
 - (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
 - (4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 78 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(職員配置)

第 3 条 認可こども園には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の保育に従事する者を置かなければならない。ただし、保育に従事する者は、常時 2 人を下回ってはならない。

区 分	保育に従事する者の数
満 1 歳に満たない子ども	おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上満 3 歳に満たない子ども	おおむね 6 人につき 1 人以上
満 3 歳以上の子どものうち幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用する者（以下「短時間利用児」という。）	おおむね 35 人につき 1 人以上
満 3 歳以上満 4 歳に満たない子どものうち保育所と同様に 1 日 8 時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。）	おおむね 20 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の子どものうち長時間利用児	おおむね 30 人につき 1 人以上

- 2 満 3 歳以上の子どもについて、短時間利用児及び長時間利用児に共通の 4 時間程度の利用時間については、一の学級の子どもの数が原則として 35 人以下となるように学級を編制し、当該学級を担当する職員（以下「学級担任」という。）を学級ごとに少なくとも 1 人置かなければならない。
- 3 障害を有する子どもその他の職員の配置を行う上で特別な配慮が必要な子どもが利用する場合は、前 2 項の職員に加え、必要に応じた職員を置かなければならない。

(職員資格)

第 4 条 前条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならないとされる職員のうち満 3 歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格（児童福祉法第 18 条の 6 に規定する資格をいう。以下この条において同じ。）を有する者でなければならない。

- 2 前条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならないとされる職員のうち満 3 歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員免許法（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状又は同条第 4 項に規定する幼稚園の助教諭の臨時免許状をいう。以下のこの条において「幼稚園の教員免許状」という。）及び保育士の資格を有する者（以下「両資格併有者」という。）でな

- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士による指導を受けることができる体制が確保されていること。
- (3) 調理業務の受託者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態への対応、アレルギー及びアトピー等への配慮並びに必要な栄養素の給与等を考慮し、子どもに与える食事の内容、回数及び時機に適切に応じた食事の提供ができること。
- (5) 食を通じて子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性をはぐくむ観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供することができること。
- 9 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第3項及び第7項の規定により設置しなければならない施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。
- (教育及び保育の内容)
- 第6条 認定こども園は、知事が別に定めるところにより、教育及び保育に関する全体的な計画を編成し、教育及び保育を適切かつ一体的に提供しなければならない。
- (保育者の資質の向上)
- 第7条 認定こども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講じなければならない。
- (子育て支援)
- 第8条 認定こども園は、子育て支援事業について、地域の実情に応じ必要な事業を実施することができるよう、その実施に当たっては専ら当該事業に携わる職員を配置するとともに、規則で定めるところにより実施しなければならない。
- (認定こども園の長)
- 第9条 認定こども園には、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行わなければならない。
- 2 認定こども園の長は、教育及び保育を提供する機能並びに地域における子育て支援事業を提供する機能を一体的に発揮させるような管理及び運営を行う能力並びに児童福祉事業又は就学前教育に関する専門的な知識を有する者でなければならない。
- 3 認定こども園の長は、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(第2条第2号イに掲げるものに限る。)においては、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の施設長とは別に置かなければならない。ただし、認定こども園の一体的な管理運営を行う上で必要と認められる場合は、これらの施設長のいずれかが、認定こども園の長を兼ねることができる。
- (保育時間・開園日数・開園時間)
- 第10条 認定こども園における保育に欠ける子ども保育時間は、1日につき8時間を原則とし、地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めなければならない。
- 2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて、認定こども園の長が定めなければならない。
- (情報提供)
- 第11条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日、施設の整備状況、子育て支援事業その他必要な情報の提供をしなければならない。
- (公式な入園選考)
- 第12条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害を有する子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、子どもの入園選考を公正に行わなければならない。
- 2 認定こども園は、前項の入園選考を行うに当たり、関係市町村と連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- (子どもの健康及び安全の確保等)
- 第13条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全が確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう補償の体制を整えなければならない。
- 2 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する観点から職員の健康及び衛生管理に配慮しなければならない。
- 3 認定こども園は、子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性をはぐくむために、家庭及び地域と連携して食育を推進しなければならない。
- (教育及び保育の質の向上)
- 第14条 認定こども園は、子どもの視点に立った自己評価又は外部評価を実施し、その結果の公表その他教育及び保育の質の向上を図るための必要な措置を講じなければならない。
- (関係市町村、市町村教育委員会等との連携)
- 第15条 認定こども園は、地域において子どもが健やかに育成されるよう、市町村、市町村教育委員会、民生委員及び児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保しなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例をここに交付する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 13 号

熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立保育大学校条例（昭和 29 年熊本県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「115,200 円」を「118,800 円」に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度分の授業料に関する改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「118,800 円」とあるのは「116,400 円」とし、平成 20 年度分の授業料に関する同項の規定の適用については、同項中「118,800 円」とあるのは「117,600 円」とする。

熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 14 号

熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成 11 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

「18 人」を「12 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 15 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 3 項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。

(報告の時期)

第 3 条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第 38 条の 2 第 3 項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月から、同項に規定する任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の 12 月を経過する月ごとに行わなければならない。ただし、当該任意入院者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）第 20 条の 4 第 2 号に掲げる要件に該当する者であるときは、当該入院した日の属する月の翌月を初月として 6 月を経過する月においても行わなければならない。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 16 号

熊本県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例
熊本県精神保健福祉センター条例（昭和 46 年熊本県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「の 100 分の 80」を削る。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 17 号

熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和 53 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「身体障害者」の次に「及び障害児（身体に障害のある者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 18 号

熊本県身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例
熊本県身体障害者授産施設条例（昭和 56 年熊本県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県くすのき園設置条例

本則中「授産施設」を「くすのき園」に改める。

第 1 条から第 3 条までを次のように改める。

（設置）

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 83 条第 2 項の規定に基づき、必要な障害福祉サービスに係る支援を行い、障害者の福祉の増進を図るため、同法第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設として熊本県くすのき園（以下「くすのき園」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 くすのき園は、宇城市に置く。

（業務）

第 3 条 くすのき園は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）法第 5 条第 11 項に規定する施設入所支援

（2）法第 5 条第 14 項に規定する就労移行支援

（3）法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援

（4）その他くすのき園を利用する障害者の福祉の増進に必要な業務

第 5 条第 1 項中「旧身体障害者福祉法第 5 条第 5 項の身体障害者授産施設支援」を「第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる障害福祉サービス」に、「法附則第 21 条第 2 項」を「法第 29 条第 3 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「旧身体障害者福祉法第 5 条第 5 項の身体障害者授産施設支援」を「第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる障害福祉サービス」に改め、同条第 2 項中「法附則第 21 条第 2 項」を「法第 29 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県巡回診療所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 19 号

熊本県巡回診療所条例を廃止する条例
熊本県巡回診療所条例（昭和 39 年熊本県条例第 47 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県結核の診査に関する協議会条例及び熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 20 号

熊本県結核の診査に関する協議会条例及び熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

(熊本県結核の診査に関する協議会条例の一部改正)

第 1 条 熊本県結核の診査に関する協議会条例(昭和 26 年熊本県条例第 95 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号。以下「法」という。)第 48 条第 2 項および第 50 条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 24 条第 6 項」に、「結核」を「感染症(結核に限る。)」に改める。

第 1 条の 2 中「第 48 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に改める。

(熊本県感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)

第 2 条 熊本県感染症の診査に関する協議会条例(平成 11 年熊本県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 5 項」を「第 24 条第 6 項」に改め、「基づき、感染症」の次に「(結核を除く。)」を加える。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 法第 24 条第 5 項の規定により任命される委員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ 2 人以内とする。

(1) 感染症指定医療機関の医師

(2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(前号の医師を除く。)

(3) 法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者

第 5 条第 2 項中「法第 24 条第 4 項の規定により感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者及び医療以外の学識経験を有する者のうちから」を「第 3 条第 2 項各号に掲げる区分に応じて」に改め、「委員が」の次に「当該各号に掲げる区分ごとに」を加える。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 21 号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「興行者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者」を「次に掲げる者」に、「当該営業」を「興行又は営業」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 興行者

(2) 設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者

(3) 個室又は他から容易に見通すことのできない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者

第 8 条第 2 項中「深夜に」の次に「興行又は」を、「場合は、」の次に「当該興行又は営業の場所に」を、「ところにより、」の次に「深夜における」を加え、同条第 3 項中「当該営業」を「興行又は営業」に、「当該場所」を「当該興行又は営業の場所」に改める。

第 16 条第 3 項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(少年のインターネット利用環境の整備)

第 18 条の 2 保護者及び少年の健全な保護育成に携わる者は、少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であってその内容が第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報の提供に努めなければならない。

第 25 条中「刑」を「罰金刑又は科料刑」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 3 項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日から施行する。

熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 22 号

熊本県工業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県工業技術センター条例（昭和 27 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県産業技術センター条例

第 1 条第 1 項を次のように改める。

産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）を置く。

別表中「100 円」を「20 円」に、「1,250 円」を「1,300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
（熊本県食品加工研究所条例の廃止）
- 2 熊本県食品加工研究所条例（昭和 63 年熊本県条例第 31 号）は、廃止する。
（熊本県収入証紙条例の一部改正）
- 3 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。別表第 1 使用料の項中「工業技術センター設備使用料」を「産業技術センター設備使用料」に改め、「3 食品加工研究所設備使用料」を削る。

熊本県農業振興促進審議会条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 23 号

熊本県農業振興促進審議会条例

（設置）

第 1 条 農業振興地域の整備に関する事項及び農村地域への工業等の導入の促進に関する事項を調査審議するため、熊本県農業振興促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- （1）農業振興地域整備基本方針の作成又は変更に関する事項
- （2）農業振興地域の指定又は区域の変更若しくは指定の解除に関する事項
- （3）市町村の農業振興地域整備計画の策定又は変更の協議に関する事項
- （4）県の農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する事項
- （5）農村地域への工業等の導入に関する基本計画及び実施計画の作成又は変更に関する事項
- （6）前各号に掲げる事項のほか、農業振興地域の整備及び農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項

- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1）市町村長
- （2）農林業団体、商工業団体その他関係団体を代表する者
- （3）熊本県都市計画審議会を代表する者
- （4）学識経験を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。
 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
 (庶務)
 第 7 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。
 (委任)
 第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
 附 則
 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 (1) 熊本県農業振興地域整備促進協議会条例(昭和 44 年熊本県条例第 47 号)
 (2) 熊本県農村地域工業等導入促進審議会条例(昭和 46 年熊本県条例第 49 号)

熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。
 平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 24 号

熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例を廃止する条例
 熊本県奥地開発林道開設工事分担金徴収条例(昭和 28 年熊本県条例第 46 号)は、廃止する。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 25 号

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例
 (熊本県道路占用料徴収条例の一部改正)
 第 1 条 熊本県道路占用料徴収条例(昭和 43 年熊本県条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 3 項第 1 号中「第 19 条」を「第 18 条」に改める。

第 3 条 第 1 項中「開始した日)」の次に「)」を加える。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改め、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加え、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設の項中「令第 7 条第 6 号に掲げる施設」の次に「並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場」を加え、同項の次に次のように加える。

令第 7 条第 8 号に掲げる器具			A に 0.018 を乗じて得た額		
令第 7 条 第 9 号及 び第 10 号 に掲げる 施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が 1 のもの	A に 0.005 を乗じて得た額	A に 0.006 を乗じた得た額	A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて得た額	A に 0.009 を乗じて得た額	A に 0.011 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの	A に 0.008 を乗じて得た額	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.015 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの	A に 0.009 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.016 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.018 を乗じて得た額		

別表の備考第 6 号中「近傍類似の土地」の次に「(令第 7 条第 9 号及び第 10 号に掲げる施設について近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)」を加える。

(熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成 8 年熊本県条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項第 1 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 11 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 8 項」に改める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 26 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 2 号中「写真を撮影する」を「写真を撮影し、又は業として映画若しくはテレビの撮影その他これらに類する行為をする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（5）規則で定める都市公園に広告物（大型映像装置による広告を含む。）を表示すること。

第 3 条第 5 号中「表示すること」の次に「（第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる行為を除く。）」を加える。

第 5 条第 1 項の表中「サッカー場 多目的広場」を「サッカー場 ラグビー場 多目的広場」に改め、同条第 3 項の表 1 中「午前 8 時から午後 9 時まで」を「午前 9 時から午後 9 時 30 分まで」に、「午前 9 時から午後 9 時まで」を「正午から午後 8 時まで」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「法第 6 条第 1 項」に、「別表第 2 の 1 の表から別表第 2 の 4 の表まで」を「別表第 1 の 1 の表から別表第 1 の 4 の表まで」に改める。

別表第 1 の 3 の表中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改め、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加える。

別表第 1 の 4 の表中

業として行う写真撮影	1 人 1 日につき
------------	------------

210 円 を

業として行う写真撮影	1 人 1 日につき
業として行う映画又はテレビの撮影その他これらに類する行為	1 日につき

210 円

展示会、集会その他これらに類する催し	1 日につき
--------------------	--------

9,500 円 に、

2,100 円

展示会、集会その他これらに類する催し	1 日につき
広告物（大型映像装置による広告を含む。）の表示	知事が定める期間又は時間

2,100 円

広告物を表示する場所、その形態等を勘案して知事が定める額

に改める。

別表第 3 の 1 の表中「上記の時間以外 1 時間につき」を「上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で使用する場合 1 時間につき」に改め、「（昭和 23 年法律第 178 号）」を削り、「1 チーム 1 時間につき 4,310 円」を「1 時間につき 8,620 円」に改める。

別表第 3 の 3 の表中「練習 1 時間につき」を「試合以外に使用する場合 1 時間につき」に改める。

附 則

- この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 3 の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第 3 の 1 の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 27 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第 1 条 熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条第 1 項第 2 号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(熊本県立学校条例の一部改正)

第 2 条 熊本県立学校条例(昭和 39 年熊本県条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 3 条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和 46 年熊本県条例第 81 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(熊本県心身障害児審査委員会設置条例の一部改正)

第 4 条 熊本県心身障害児審査委員会設置条例(昭和 47 年熊本県条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県障害児審査委員会設置条例

第 1 条中「心身に障害」を「障害」に、「熊本県心身障害児審査委員会」を「熊本県障害児審査委員会」に改める。

第 2 条中「心身の障害」を「障害」に改め、同条第 1 号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(熊本県立青少年の家条例の一部改正)

第 5 条 熊本県立青少年の家条例(平成 9 年熊本県条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 28 号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等徴収条例(昭和 23 年熊本県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「115,200 円」を「118,800 円」に改め、同項第 2 号中「31,200 円」を「32,400 円」に改め、同項第 3 号中「1,680 円」を「1,750 円」に改め、同項第 4 号中「280 円」を「340 円」に改め、同項第 5 号中「115,200 円」を「118,800 円」に改める。

附 則

- この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年度分の授業料に関する改正後の第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「118,800 円」とあるのは「116,400 円」と、同項第 2 号中「32,400 円」とあるのは「31,200 円」と、同項第 3 号中「1,750 円」とあるのは「1,680 円」と、同項第 4 号中「340 円」とあるのは「300 円」と、同項第 5 号中「118,800 円」とあるのは「116,400 円」とし、平成 20 年度分の授業料に関する同項第 1 号から第 5 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「118,800 円」とあるのは「117,600 円」と、同項第 2 号中「32,400 円」とあるのは「31,200 円」と、同項第 3 号中「1,750 円」とあるのは「1,680 円」と、同項第 4 号中「340 円」とあるのは「320 円」と、同項第 5 号中「118,800 円」とあるのは「117,600 円」とする。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 29 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第 6 条第 6 項中「を超える職員に関する」を「に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「人事委員会の定める基準に従い」を「人事委員会規則で定める額を」に改め、同条第 2 項中「その者」を「同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給」に改める。

第 9 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ」を「1 人につき」に改め、「その他の扶養親族については 1 人につき 5,000 円」を削る。

第 12 条第 11 項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、「熊本県立学校管理規則(昭和 32 年熊本県教育委員会規則第 6 号)第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき置かれた」を

「教育委員会規則で定める」に改める。

第 13 条第 1 項第 2 号中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改め、同項第 9 号中「第 4 号の場合 1,200 円」を

「第 4 号の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

従事した時間が引き続き 3 時間 30 分以上の場合 1,400 円 に改める。

従事した時間が引き続き 2 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 700 円」

第 17 条の 2 第 1 項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 3 項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第 17 条の 3 第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 5」に、「100 分の 8」を「100 分の 4」に改める。

第 17 条の 4 第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 5」に、「100 分の 6」を「100 分の 3」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 6 項の改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 42 号)附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第 8 条の 2 第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 42 号)附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 改正後の条例第 17 条の 3 第 2 項及び第 17 条の 4 第 2 項の規定の適用については、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、改正後の条例第 17 条の 3 第 2 項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 8」と、「100 分の 4」とあるのは「100 分の 6」とし、改正後の条例第 17 条の 4 第 2 項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 8」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 5」とし、同年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間は、改正後の条例第 17 条の 3 第 2 項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 6」と、「100 分の 4」とあるのは「100 分の 5」とし、改正後の条例第 17 条の 4 第 2 項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 6」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 4」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 30 号

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 5 条第 1 項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第 6 条第 6 項中「を超える職員に関する」を「に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の」に改める。

第 11 条の 4 第 1 項並びに第 16 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 6 項の改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等の関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 31 号

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和 46 年熊本県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 8」を「100 分の 4」に、「100 分の 12」を「100 分の 8」に、「100 分の 16」を「100 分の 12」に、「100 分の 20」を「100 分の 16」に、「100 分の 25」を「100 分の 20」に改め、同条第 3 項中「100 分の 4」を「100 分の 1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(施行日における指定見直し等)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、この条例による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 2 項の規定の適用を受けることとなる職員については、同項中「前日において受けるべきへき地手当の月額」とあるのは、「前日において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該指定の見直しがなかったものとした場合の当該学校の級別に応じ、改正後の条例第 4 条第 2 項に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行日において、改正後の条例第 8 条第 3 項の規定の適用を受けることとなる職員については、同項中「前日において受けるべきへき地手当の月額」とあるのは、「前日において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該指定の解除がなかったものとした場合の当該学校の級別に応じ、改正後の第 4 条第 2 項に掲げる級別ごとの支給割合又は同条第 3 項に規定する支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
(施行日前の第 8 条第 2 項適用者の取扱い)
- 4 この条例による改正前の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第 8 条第 2 項の適用を受けていた職員の改正後の条例第 8 条第 2 項の適用については、同項中「旧手当の月額」とあるのは、「級別等変更日の前日において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に、級別等変更日の前日の当該学校の級別に応じ、改正後の条例第 4 条第 2 項に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
(施行日前の第 8 条第 3 項の適用者の取扱い)
- 5 改正前の条例第 8 条第 3 項の適用を受けていた職員の改正後の条例第 8 条第 3 項の適用については、同項中「当該指定解除日の前日において受けるべきへき地手当の月額」とあるのは、「当該指定解除日の前日において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該指定解除日の前日の当該学校の級別に応じ、改正後の条例第 4 条第 2 項に掲げる級別ごとの支給割合又は同条第 3 項に規定する支給割合に乘じて得た額」と読み替えるものとする。

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 32 号

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察本部の内部組織に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ト中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 33 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本北警察署の項中「草場町」を「草葉町」に改め、「桜町」の次に「清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目」を加え、「清水町大字麻生田、清水町大字兎谷」を削り、同表熊本県熊本南警察署の項中「島町」を削り、「城山下代町、城山半田町、城山薬師町」を「城山下代一丁目、城山下代二丁目、城山下代三丁目、城山下代四丁目、城山下代五丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、城山半田四丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目」に改め、同表熊本県熊本東警察署の項中「健軍町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 34 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和 29 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「3,000 人」を「3,030 人」に、「111 人」を「112 人」に、「231 人」を「233 人」に、「1,744 人」を「1,763 人」に、「914 人」を「922 人」に、「3,421 人」を「3,451 人」に改め、同条第 2 項中「3,000 人」を「3,030 人」に改める。

第 3 条中「及び警察官以外の職員の吏員、その他の職員別等の細分」を削る。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 35 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 号作業の項特殊作業の内容の欄中「留置場看守作業」を「留置施設看守作業」に改め、同表第 13 号作業の項特殊作業の内容の欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は結核」を削る。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 号作業の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

熊本県留置施設視察委員会条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 36 号

熊本県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 21 条第 6 項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の名称）

第 2 条 委員会の名称は、熊本県留置施設視察委員会とする。

（委員の定数等）

第 3 条 委員会の委員の定数は、4 人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、3 回に限り再任されることができる。

4 熊本県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の庶務）

第 5 条 委員会の庶務は、熊本県警察本部警務部において処理する。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、熊本県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 37 号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 2 年熊本県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「測定した」の次に「ものとした場合における」を、「超える」の次に「こととなる」を加え、「発して」を「生じさせて」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 4 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、「命令」の次に「又は同条第 2

項の規定による警察署長の命令」を加え、同条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「所在する」の次に「と認められる」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「拡声機により発せられる」を「拡声機の使用により生じた」に改め、同条を第6条とする。

第4条を次のように改める。

(拡声機の使用を要求し、又は依頼する者等の義務)

第4条 何人も、他の者に対し、拡声機の使用を要求し、若しくは依頼するとき、又は自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

(違反行為をした者に対する措置)

第5条 警察官は、第3条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）が行われているときは、当該違反行為を行っている者に対し、当該違反行為を停止することを命ずることができる。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用を停止することその他の違反行為を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

別表拡声機の使用方法の欄中「定置して行う」を「権原に基づき使用する敷地内における」に、「移動して行う拡声機の使用」を「権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の使用」に改め、同表測定地点の欄中「測定可能な地点」を「地点」に改める。

別表備考1中「音」を「音量」に、「日本工業規格C1502に定める普通騒音計、日本工業規格C1505に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器」を「計量法（平成4年法律第51号）第71条に規定する条件に合格した騒音計」に改め、同表備考2中「音の大きさ」を「音量」に改める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。